

ソフトウェアの適正管理と 不正使用取り締まりの現状

2014.10.27

アドビシステムズ株式会社
ライセンスマネジメント本部



内容

- 著作物としてのソフトウェアと不正使用の実態
- アドビのコンプライアンス活動
- 不正使用防止のためのライセンス管理

著作物としてのソフトウェアと使用許諾

- ソフトウェアとは著作権法によって保護された著作物です。
- 利用者はライセンス料金の対価として使用権を取得し、ソフトウェアの利用が可能となります。



コンピュータープログラム
ソフトウェア



著作権法

- ソフトウェアは著作権法によって保護された著作物
- 開発元は著作権を保有する権利者



使用許諾書

- 利用者はライセンス料金を支払うことでプログラムの使用権を取得
- 権利者は使用許諾書に記載の範囲での利用を許諾

アドビ製品の使用許諾

アドビ製品の使用権は製品の使用許諾書およびライセンス販売に伴う契約書等で規定されています。

- アドビの使用許諾書：<http://www.adobe.com/jp/products/eulas/>

ADOBE

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約書をよくお読みください。本ソフトウェアの全部または一部をコピー、インストールまたは使用した場合、お客様（以下、「お客様」といいます）は、第4条に規定する使用許諾の制限、第6条および第7条に規定する限定的保証、第8条に規定する責任の制限、第16条に規定する固有の規定および例外を含むがそれらに限定されない本契約のすべての条件を受諾したものと見なされます。お客様は、本契約が、自ら署名した交渉による合意書と同様であることに同意されるものとします。本契約はお客様に対して強制力があります。お客様は、本契約の条項に同意しない場合、本ソフトウェアを使用しないでください。本契約は、本契約の発効日以降、お客様による追加の本ソフトウェアの使用について適用されるものとします。かかる追加のソフトウェアは、本契約の条件を参照します。また本契約は、本ソフトウェアの前のバージョンを規定するエンドユーザー使用許諾契約を参照することにより、これを組み込むことがあります。

お客様は、本契約の全部または一部を補足し、またはこれに代わる別個の契約書（例えば、ボリュームライセンス契約）を直接アドビと締結している場合があります。本ソフトウェアは、販売されるのでは

(一部抜粋)

- 販売契約書（ボリュームライセンス等）

アドビ製品の使用許諾 (フォントに関する使用許諾)

- 製品プログラムと同様にフォントも著作権の対象です。
- 対象となるプログラムがフォントソフトウェアを含む場合の条項が使用許諾書に記載されています。

16.6 フォントソフトウェア 本ソフトウェアがフォントソフトウェアを含む場合は、下記のとおりとします。

16.6.1 お客様は、第2条に定めるコンピューター上の本ソフトウェアとともにフォントソフトウェアを使用し、かかるコンピューターに接続されたすべての出力装置にフォントソフトウェアを出力することができます。

16.6.2 コンピューターの許可台数が5台以下の場合、出力装置にフォントソフトウェアを常駐させる目的で、少なくとも1台のコンピューターに接続された1台の出力装置のメモリ（ハードディスクまたはRAM）にフォントソフトウェアをダウンロードすることができ、さらにコンピューターの許可台数5台ごとに1台の出力装置のメモリにダウンロードすることができます。

16.6.3 特定のファイルに使用したフォントのコピーは、印刷業者またはその他のサービスビューローへ持ち出すことができ、サービスビューローはお客様のファイルの処理にそのフォントを使用することができます。ただし、サービスビューローがその特定のフォントソフトウェアを使用するための有効なライセンスを保有している場合に限りです。

(一部抜粋)

アドビ製品の使用許諾（ライセンスの遵守）

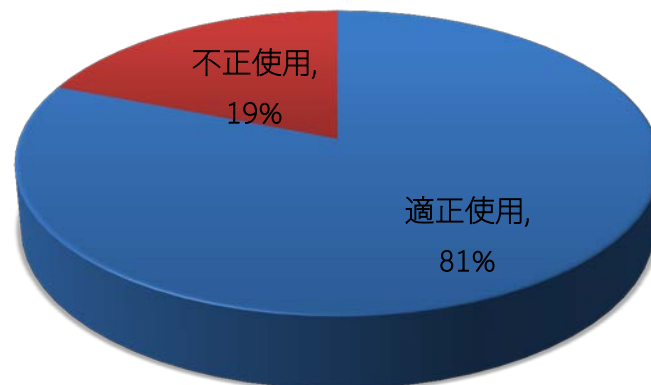
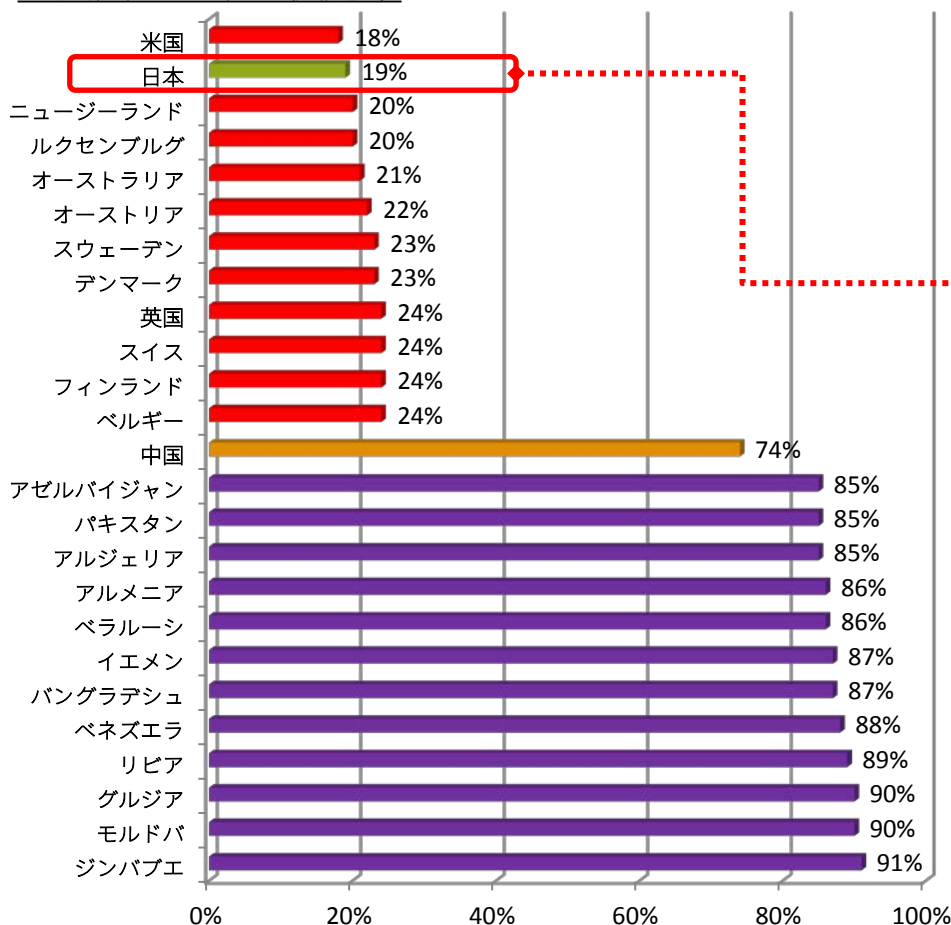
アドビはアドビ製品のインストール状況について定期的に監査を実施する権利を「ライセンスの遵守」として使用許諾書に記載しています。

13. ライセンスの遵守

お客様が企業、会社または組織である場合、アドビまたはアドビの正当な代理人は、ソフトウェアによって実施されるライセンス準拠の確認に加えて、すべてのアドビソフトウェアあるいはアドビサービスがアドビから許諾された有効なライセンスに従ってインストールおよび使用されていることを確認するために、12 か月に 1 回の頻度で、7 日前までに事前の通知を行うことにより、お客様の記録、システム、および設備を調査する権利を有することにお客様は同意されるものとします。例えば、アドビは、本ソフトウェアのインストールがシリアル化されているかどうかを判定するために役立つお客様の記録に対する権利を保有し、アドビが要求した場合お客様は速やかに該当する記録をアドビに提供するものとします。さらに、お客様がアドビからの有効なライセンスに従ってすべてのアドビソフトウェアをインストールおよび使用されていることを確認するために、お客様は、アドビにより要求されるあらゆる記録と情報をアドビの要求から 30 日以内に提出していただくものとします。シリアル化の詳細については、http://www.adobe.com/go/elicensing_jp をご覧ください。本ソフトウェアまたは会員資格に対するライセンスの数が足りないことが判明した場合は、お客様は直ちに必要なライセンスまたは会員資格（また該当する場合は未納のメンテナンスおよびサポート）を支払うものとします。

ソフトウェアの不正使用率（世界平均） : 43%

主要国での不正使用率



日本におけるライセンス遵守状況

(出典：BSAグローバルソフトウェア調査 2014年6月)

不正使用とは

ソフトウェアの不正使用とは、海賊版など非正規なソフトウェアの利用だけでなく、許諾された使用権の範囲を越える利用も不正使用と見なされます。

海賊版の使用

(例)

- 不正に複製されたソフトウェア
- 評価版に細工を施し、評価期限を無効化

許諾された使用権の範囲外での使用

(例)

- 許諾数を越えたインストール
 - 同一ライセンスを複数のPCにインストール
 - アップグレード元ライセンスの継続使用 (同一PC以外)
- バンドルを解除したインストール
Creative Suite等複合製品に含まれる個別製品を複数PCに分割して導入
- 体験版の目的外使用 (デモンストレーションや評価以外の目的での使用)
- 教育機関向け製品の教育機関以外での使用

アドビのコンプライアンス活動

不正使用の防止と是正のために、アドビシステムズでは主に以下のコンプライアンス活動を実施しています。

(1) 著作権保護団体等との連携

(2) アドビシステムズ・ライセンス調査および監査

- ライセンス調査

お客様ご自身による自主調査を支援

- ライセンス監査

使用許諾書に記載の監査権に基づいて実施する監査

(1) 著作権保護団体等との連携

- 通報等を元に権利者企業と著作権団体が連携し弁護士による監査を実施します。
- 状況によっては証拠保全、訴訟等を実施する場合があります。



著作権団体による監査の一般的な和解条件は…

- (1) 不正使用に対する損害賠償（原則として正規ライセンス価格の1.5倍）
- (2) 不正使用品の削除
- (3) 正規品の購入

権利執行事例 (BSA/ACCS公表記事)

不正コピー発覚の医療機関とACCS会員が約2,500万円で和解

平成26年4月22日

ACCS会員企業によると、山梨県内の医療機関において、会員企業が著作権を有するソフトウェア411本を不正にインストール（不正コピー）していたことが発覚し、和解交渉の結果、損害賠償金として、対象ソフトウェアの**通常価格を超える金額である約2,500万円を支払うこと等を内容とする和解**が2014年4月17日に成立したとのことでした

この問題は、ACCS不正コピー情報窓口※に寄せられた情報に基づき、会員企業が代理人弁護士を通じて対応していたものです。

ACCSでは、不正コピーに関する情報を受け付けるほか、組織内部での不正コピーを防止するために、ソフトウェア管理の普及、啓発および実践の支援を推進しております。それにもかかわらずこれほどの規模の不正コピーが発覚したことは残念でなりません。

各企業においても、不正コピー防止のため、ソフトウェア管理の体制を改めて点検し、さらなる管理の徹底をお願いします。

ACCSは、今後とも組織内の不正コピー防止のための活動に積極的に取り組んでまいります。

(ACCS活動報告 <http://www2.accsjp.or.jp/activities/2014/news56.php>)

BSA加盟企業、福岡県所在の飲業者との間で調停成立

平成26年9月24日

BSA | The Software Alliance（本部：米国ワシントンDC、以下BSA）は本日、ビジネスソフトウェアの著作権侵害に関して、BSA加盟企業であり著作権者のアドビシステムズ インコーポレーテッドおよびマイクロソフト コーポレーション（以下、権利者）と福岡県所在の飲食業者（以下A社）との間で、2014年8月22日、**福岡簡易裁判所において調停が成立したことを発表**しました。

本事案の端緒は、BSAが開設する「情報提供窓口」に提供された組織内不正コピーに関する具体的かつ詳細な情報でした。情報をもとに、権利者が代理人を通じて調査の実施を求め、A社におけるソフトウェアのインストール状況とライセンス保有状況の調査が実施された結果、不正コピーが発覚しました。調査結果を踏まえ、権利者の代理人はA社と不正コピーされたソフトウェアの本数について協議を重ねていましたが、**A社から回答が得られなかったため、権利者はやむを得ず2014年6月18日付で福岡県内の簡易裁判所に調停の申し立てを行っていました。**

ソフトウェアの不正コピーは、健全なソフトウェア開発のサイクルのみならず、雇用や経済活動にも悪影響を及ぼし、ひいては安全で信頼できるデジタル社会実現をも阻む大きな問題でもあります。BSAは、適切なライセンス管理を行っている正規ユーザーを保護するためにも、ソフトウェアの不正コピーを使用または放置する企業に対し、引き続き法的手続も視野に入れた権利行使の支援を徹底してまいります。

(BSA ニュース&イベント <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20140924/>)

権利執行事例 (BSA/ACCS公表記事)

津地裁および同伊勢支部、三重県所在の会社に対し2拠点同時に証拠保全を実施

平成26年4月22日

BSA | The Software Alliance (本部：米国ワシントンDC、以下BSA) は本日、BSA加盟企業であるアドビ システムズ インコーポレイテッド (以下、権利者) の著作権を侵害した疑いがあるとして、津地方裁判所および津地方裁判所伊勢支部が2013年10月3日付で、三重県所在の研修企画・運営会社 (以下A社) の2事務所に対し、同時に**証拠保全を実施**したと発表しました。

今回端緒となったのは、BSAの**情報提供窓口**に通報された組織内不正コピーに関する情報でした。権利者は、通報されたA社内での侵害状況が具体的かつ詳細であったこととユーザー登録情報などから、A社の業務用パソコンでソフトウェアが無許諾でインストールされている蓋然性が極めて高いとの判断に至り、**証拠隠滅の可能性も考慮し、代理人を通じて津地方裁判所および津地方裁判所伊勢支部に対し、2013年8月20日付で証拠保全を申し立てていました。**

BSAでは、勤務先等における不正コピー (著作権侵害、不正インストール、ライセンス数を超えた利用を含む) に関する通報を受付ける「**情報提供窓口**」を開設しています。この窓口では、通報された情報のうち、通報者の個人情報については、BSA加盟企業を含む第三者には開示されず弁護士のみが取扱い、安心して情報提供できる仕組みになっています。

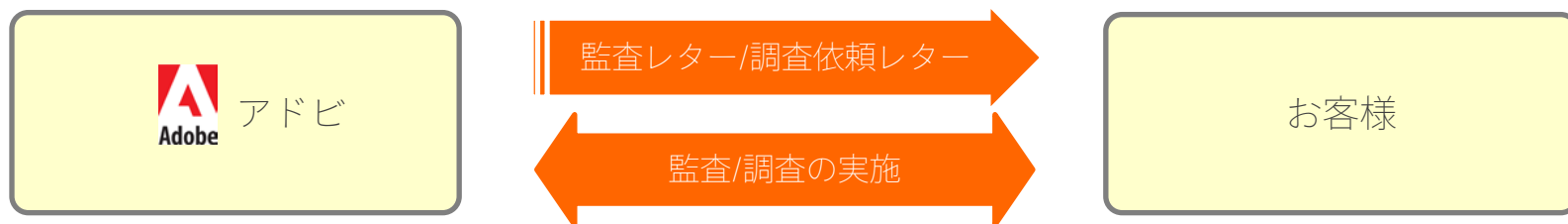
ソフトウェアの不正コピーは、新たな良質のソフトウェア開発を妨げるだけでなく、ソフトウェア産業全体の成長を鈍化させる要因であり、引いては経済成長にも悪影響を与えます。また、安全で信頼できるデジタル社会実現の大きな阻害要因でもあり、その防止のためにソフトウェアメーカーが拠出する費用負担は決して小さくないのが実状です。

こうした状況の改善に向け、BSAはソフトウェアの著作権に関わる法整備支援を目的とした政策提言活動、ソフトウェア資産管理 (SAM) に関するセミナー、および各種資料の配布を実施しています。[BSAホームページ](#)や[違法告発.com](#)において組織内の不正コピーに関する情報を発信し、ソフトウェアの適正な使用のための教育啓発活動を積極的に行っています。BSAは、著作権保有社 (者) の権利保護、およびソフトウェアの正規利用社 (者) 保護のためにも、組織内の不正コピーに対して、引き続き法的手続きも視野に入れた積極的な活動を行ってまいります。

(BSA ニュース&イベント <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20140225/>)

アドビシステムによるライセンス調査および監査

- アドビシステムズとしてライセンス調査および監査を実施しています。
- 監査は使用許諾契約に記載の監査条項を前提としています。



アドビの作業

- インストール数の算出
(製品、バージョン)
- 保有ライセンス数の算出
- ライセンス遵守状況の評価
(保有数とインストール数の照合)

監査

お客様の作業

- インストールの調査
- インストールデータの提出
- 未登録のパッケージ製品シリアルの提出

アドビの作業

- 保有ライセンス数の算出
- ライセンス遵守状況の評価
(保有数とインストール数の照合)

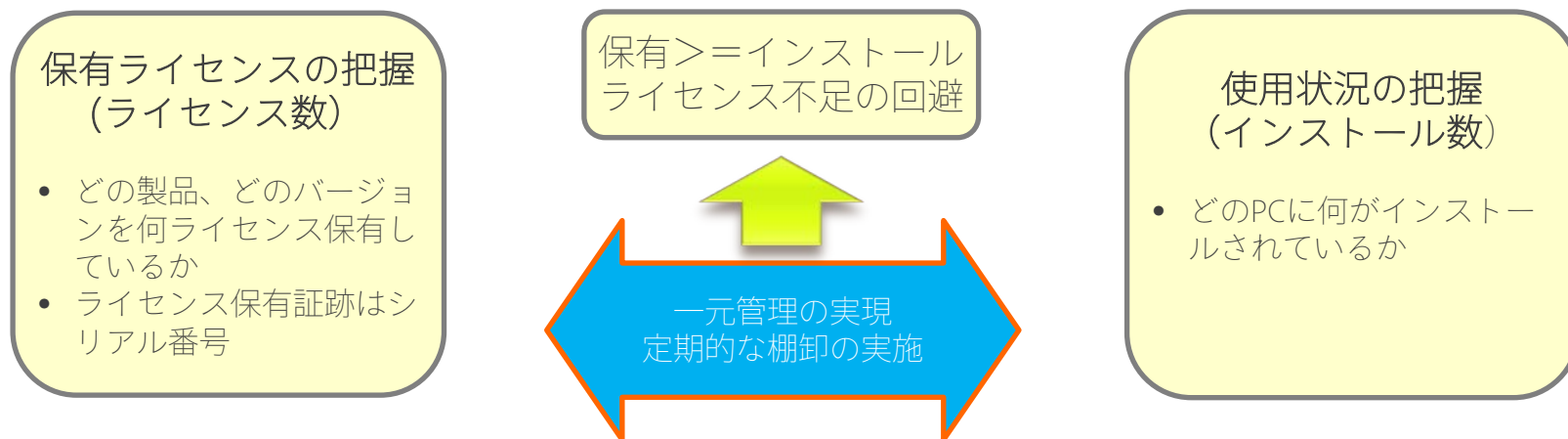
調査

お客様の作業

- インストールの調査
- インストール数の算出および提出
- 未登録のパッケージ製品シリアル
の提出

不正使用防止のためのライセンス管理

- 不正使用の防止には適切なライセンス管理の実践が必須です。
- 定期的な棚卸により保有ライセンスとインストール状況の適切な把握を行い、インストール数がライセンス保有数を越えないよう一元的に管理する必要があります。



注意点 (永続ライセンス)

- アップグレード元の消し込み
- パッケージ製品のシリアル

注意点 (サブスクリプション)

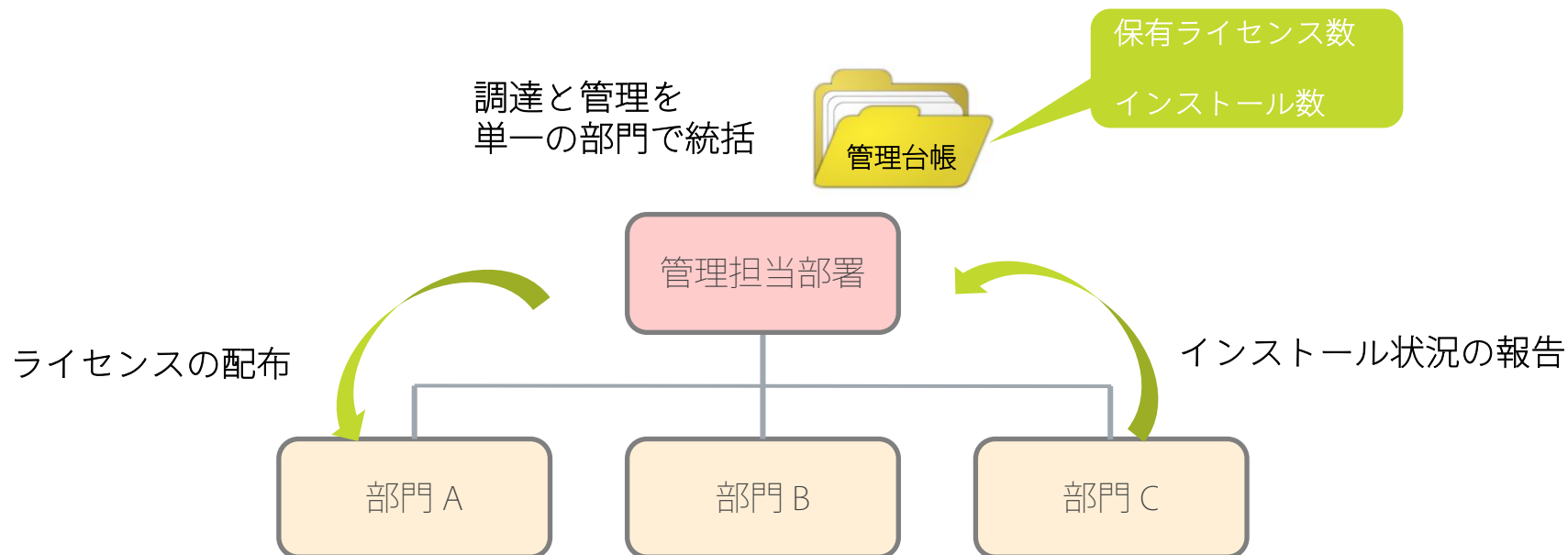
- 有効期間の把握

注意点

- 同一PCでの旧バージョン利用
- ポータブルPC、ホームPCの利用
- スイート製品 vs. 単体製品

効果的な管理：調達と管理の一元化

- インストール後の管理だけでなく、調達から一元化することで管理効率の向上を図ることができます。
- 一元的な調達はライセンス調達コストの低減と管理の効率化を両立します。



まとめ

- コンピューターソフトウェアの不正使用は著作権法違反です。
- 著作権団体、裁判所や弁護士を交えての不正使用の解決は、一般的に損害賠償＋正規品購入。経済的な負担が大きくなります。
- 不正使用の発生を防ぐには一元的なライセンス管理を実施してください。
- 調達から一元化することで、より効果的な管理が実現できます。



Adobe